

特殊車両の取り締まり実施

9月3日(水)、戸沢村古口の車両検測所において今年度4回目となる最上地区の特殊車両の通行取締を実施しました。今回は山形運輸支局の過積載取締も同時に実施しました。

ルールを守って安全な通行をしていただくことをこれからも周知徹底していきます。前回までの様子は出張所通信5-5、6-7、7-6をご覧ください。



▲荷物の幅があるため、夜間通行での許可証でした。駐車帯で待機して定められた時間に通行するよう指導しました。



▲プロのドライバーのみなさんにポイ捨て防止・異常の発見時の連絡などをお願いしています。



▲特殊車両ではありませんでしたが、積み荷の高さが4mほどもあったので、積み直しをしてもらいました。歩道橋やスノーシート工事の足場もありますので、道路の一般的制限値である3.8mを超えないように注意してください。

今回の取締の結果、5台中1台が違反でした
今年度の取締結果

- ①5/13 7台中4台違反(出張所通信5-5)
- ②6/4 2台中1台違反(出張所通信6-7)
- ③7/15 4台中2台違反(出張所通信7-6)

特殊車両と取締

道路はみんなの財産なので、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から、**原則として禁止**しています。

そのため、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限って、**ルールを守る**ことで通行を許可することとしています。

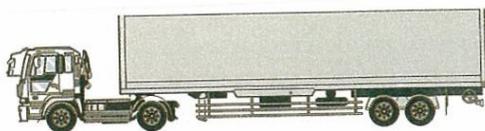
法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる車両は、カーブを曲がりきれなかったり荷物が落下したりするおそれがあり、**大事故**になりかねません。また、**過積載は道路の損傷**にもつながります。

ルールには重さ・高さ・長さ・幅などが細かく決められていて、しっかり守られているかを**チェック**するのが特殊車両の取締です。

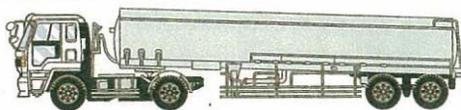
どんな車が特殊車両なの？

次の基準をどれか1つでも超えるものをいいます
幅2.5m 長さ12.0m 高さ3.8m 総重量20.0t

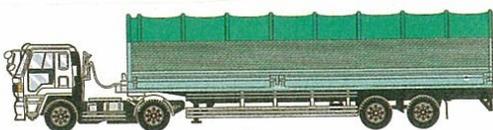
バン型セミトレーラ



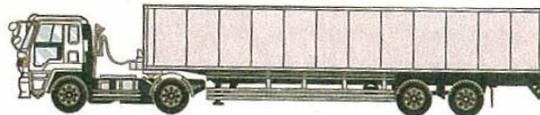
タンク型セミトレーラ



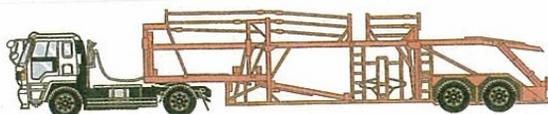
幌枠型セミトレーラ



コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



この他にも、フルトレーラ、あおり型セミトレーラ、スタンション型セミトレーラ、船底型セミトレーラ、海上コンテナ用セミトレーラ、重量物運搬用セミトレーラ、ポルトトレーラなどがあります。



管理係長

ルールを守って安全な通行をお願いします



管理係長

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など
どんどんお寄せ下さい！

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221

山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1

TEL. 0237-23-2521

FAX. 0237-23-2523



9月の出張所通信

9-1. 駐車帯クリーンアップ作戦(第6・7回)